

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	北村 順一
登録番号又は法人番号	00259871
所属する単位会	滋賀県行政書士会
事務所名称	北村行政書士事務所
事務所所在地	滋賀県大津市松原町17番10-405号
処分年月日	令和5年2月18日
処分内容（種類）	1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、納付すべき令和3年度上半期分、下半期分の会費を正当な理由なく納入期限後12か月以上滞納し、その支払いについて、滋賀県行政書士会から1か月以上の期限を定め催告を行ったもののこれに応じず、未だ納入していない。</p> <p>以上の行為は、行政書士法第13条及び滋賀県行政書士会会則第21条第1項、同条第3項に違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第21条第1項 会員は、会費を本会に納入しなければならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第21条第3項 会費は毎年4月および10月の2回に半か年分を前納するものとする。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第84条第1項 本会は、会員が法律、命令、規則その他滋賀県知事の処分に違反したとき、もしくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、または本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第84条第3項 本会は、会費の滞納者に対し、会則に違反したものとして次条第1項第2号または第3号もしくは第84条の3第1項第2号から第4号までの処分を行うときは、第85条に規定する手続を経るものとする。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第84条の2第1項 個人会員に対する処分の種類は、次の通りとする。 (1) 訓告</p>

(2) 2年以内の会員の権利の停止

(3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）

滋賀県行政書士会会則第85条第1項

本会は、納付すべき会費を正当な理由なく納入期限後12か月以上滞納している会員に対し、1か月以上の期限を定めて催告するものとし、催告を行っても、なお、定められた期限までに会費を納入しないときは、第84条の2第1項第2号または第84条の3第1項第2号の処分を行う。